

農地法第4・5条許可申請書の添付書類について

1 許可申請書

第4条・・・3通 第5条・・・4通

申請書は当事者が連署してください。用紙はコピー可ですが、印についてはコピー不可です。

2 土地登記簿謄本・・・2通

法務局

許可申請者以外の所有権以外の権利（抵当権・根抵当権・地役権・売買予約・所有権移転の仮登記・差押・仮差押など）が存在する場合は、登記の抹消あるいは全ての権利者の同意書を添付してください。

3 農用地除外証明書・・・2通

農業振興課（市役所別館）

4 都市計画図・・・2通

※申請地を赤等で示してください。

5 案内図又は現況図・・・2通

※お手持ちの住宅地図やインターネット等からプリントアウトしたもので結構です。

申請地を赤線等で囲み、A4サイズでお願いします。

6 公図の写し・・・2通

法務局

申請地を赤線等で囲み、A4サイズでお願いします。隣接地等の地目、所有者名、方位、縮尺を記入してください。

7 証明書類・・・1通

写し可

申請人が個人の場合には住民票または印鑑証明書を提出してください。（5条申請の場合は双方分の添付をお願いします）

8 資金関係書類・・・各2通

- ① 見積書・・・造成・建築費・土地購入費等を見積もった書類。
- ② 資金計画書・・・申請目的実現に必要な資金の調達計画を記載したもの。
- ③ 資金証明書・・・資金計画で自己資金と記載がある場合は残高証明、融資と記載がある場合は融資証明書を添付してください。（金融機関等で発行するもの）

9 施設関係図面・・・各2通

- ① 配置図又は土地利用計画図（盛土・切土をする場合には造成図）
- ② 建物の平面・立面図（申請地の実測面積、建築面積、建ぺい率等を表示してください）

10 隣接土地所有者同意書・・・各2通

転用目的が周囲に影響を与えると考えられる施設の場合は必ず添付してください。（資材置場、農業用倉庫、畜舎、法人用駐車場等）

11 理由書または事業計画書・・・2通

申請に至った経緯、申請地の選定理由・必要性等を詳細に記入してください。法人の場合は事業の目的、内容、必要性、緊急性等を具体的に記入してください。

12 誓約書・・・2通

（所定の様式を使用してください。）

13 申請人が法人の場合・・・各2通

- ① 法人登記簿謄本
- ② 定款・寄付行為又は規約等
- ③ 経歴書
- ④ 議事録【写し可】（申請事項及び申請事項に関する内容、資金等について記載のあるもの）

14 既存施設等の写真及び案内図・・・2枚

既存施設等がある場合には必ず添付してください。

15 委任状・・・2通

申請書は当事者が持参するのが原則ですが、代理人をたてて申請する場合には必ず添付してください。

16 上・下水道台帳・・・各2通

所沢市 上下水道局

上・下水道台帳は申請地が3種農地に該当する場合に提出して頂きます。

17 その他・・・各2通

転用目的によって必要となる書類があります。

- ① 資材置場・農業用倉庫 ⇒ 設置（建設）に係る資料
 - ② 駐車場 ⇒ 設置に係る資料、駐車場利用者名簿等
 - ③ 分家住宅 ⇒ 戸籍謄本又は抄本
- これ以外にも申請内容によって提出をお願いする場合があります。

《注 意 事 項》

- ① 申請書は毎月10日（閉庁日の場合は翌日）までに、必要書類を添付して提出してください。
※毎年12月については都合により締切日が数日早まる場合がありますので、あらかじめご確認ください。
- ② 申請地が小作地の場合、さきに農地法の規定による解約の手続きが行われていないと申請できません。
- ③ 都市計画法による開発許可等の必要がある場合には、その申請手続きを農地転用申請と同時に進めてください。
（農地法の許可申請者（5条申請は譲受人）と都市計画法の開発許可申請者は、同一である必要があります。）
- ④ [] については1通原本、もう1通はコピーで結構です。
※農用地除外証明書を開発指導課に提出されている場合は2通ともコピーで結構です。
- ⑤ 謄本、証明書等は発行日より3ヶ月以内のものを添付してください。
- ⑥ 申請地が4.2m未満の公道に接している場合は、建築基準法で定める公道中心線より2.1mの後退部分について市に寄付採納されるようお願い致します。

ご不明な点は 所沢市農業委員会まで・・・TEL 04-2998-9264（直通）